

業務委託仕様書

1 実施条件

- (1) 新モビリティをアクセスポイントに設置した実証実験を行うこと。
- (2) 実証実験に使用する新モビリティ及び設置場所を確保し、適切な維持管理を行うこと。
- (3) 利用者の属性、利用目的や移動状況、使用後の感想等を収集すること。
- (4) 実証実験を通じて、回遊性や利便性等が向上した手法、区間等を明らかにすること。
- (5) 利用予約、使用、決済等の手続きについては、デジタルデバイス等による簡易な方法を検討し、利用者が理解しやすい手法を採用するとともに、問い合わせ等にも迅速に対応できる体制を整えること。
- (6) 新モビリティの利用促進に繋がる実証実験のPRやイベントを実施すること。
- (7) 地域における新モビリティに対する理解を深めること。
- (8) 利用者に道路交通法等の法令と利用時のマナーを守らせること。
- (9) 利用者の事故に対応する保険に加入し、利用者が安心して新モビリティを利用できるようにすること。
- (10) 実証実験中に発生した事故等により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、提案者の責任において全て処理し、市に損害が及ばないようにすること。

2 アクセスポイント

- (1) 新モビリティを設置するアクセスポイントは3ヶ所以上とする。
- (2) 実証実験期間中におけるアクセスポイントの変更、追加は可能とする。

3 新モビリティについて（例示）

No.	種類	人数	雨天	航続距離	免許
1	超小型EV自動車	複数	可	150 km程	自動車
2	EVバイク	一人	不可	150 km程	原付
3	Eバイク	一人	不可	50 km程+	不要
4	EV二輪車（チェンジャー）	一人	不可	50 km程+	原付
5	電動キックボード	一人	不可	50 km程	原付

- (1) 本事業における新モビリティとは、EVやデジタル技術等を活用し、環境性能に優れ、手軽に移動できる手段を指す。
- (2) 例示に無い新モビリティであっても、事業目的を達成に資する提案は可能とする。
- (3) 超小型EV自動車は、市で1台、実証実験に提供できる見込みであるため、活用可能である。
- (4) 実証実験に使用する新モビリティは、3種類以上を確保すること。

4 実証実験の期間について

実証実験の期間は、1回の実証実験につき、最低1か月以上の期間を確保し、時期をずらして複数回実施すること。（ただし、連続で2か月以上実施する場合はこの限りではない。）

5 成果品について

成果品は次のとおりとし、製本し、正本1部、副本1部を提出すること。

また、作成に使用した電子データを格納した電子媒体（CD-ROM等）2部を提出すること。

提出物	内容
業務完了報告書	業務完了日、事業名、成果品等
打合せ記録簿	打合せ日、出席者名、協議内容、打合せに使用した資料等
新モビリティ導入提案書	事業実施報告書の内容をまとめ、以下の事項を提案すること。 導入に適した新モビリティの種類 新モビリティの導入に適したアクセスポイント 新モビリティの導入によりアクセス性や回遊性が高まる区間 利用料金や利用方法等、新モビリティの導入に適した運用方法
事業実施報告書	新モビリティ設置状況の報告（設置日時、写真等） 利用者数（アクセスポイント毎、新モビリティ毎、稼働率等） 利用者の属性（性別、年代、居住地、使用目的等） 利用の状況（移動経路、移動時間、滞在時間等） 利用者からの感想、意見 PRやイベントの実施結果と効果
事業収支報告書	委託業務事業に要した費用の内訳がわかるもの
発注者必要と判断した資料	—

6 その他

- (1) 収集した個人情報等の取り扱いについては、提案者側で一切の責任を負うこと。
- (2) 事業の実施にあたり、知り得た情報等を他者に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。
- (3) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。
- (4) 自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、提案者がその損害の責めを負う。